

地震に備える木造住宅等の各助成事業

地震への備えは安全・安心の第一歩です

葛飾区では、地震による住宅の被害を軽減し、震災時の活動拠点や避難路を確保するため、耐震診断の結果により、補強設計と耐震改修・耐震改修・建替え・除却等にかかる費用の一部を助成しています。

耐震診断

補強設計
耐震改修

耐震改修

建替え

除却

耐震
シェルター等
設置

ブロック塀等
撤去・再築

地盤の
液状化
対策

アスベスト
対策

申請書等は、建築課窓口または葛飾区公式サイトで配布しております。

お願い：必ず契約前に、建築課窓口にご相談ください

お問い合わせ先

葛飾区 都市整備部 建築課 （区役所新館3階 窓口305番）

TEL 5654-8552・5654-8553・5875-7827

〒124-8555 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区公式サイト（助成制度）のホームページ

葛飾区役所 耐震

検索



耐震事業の手続きの流れ

耐震診断（区からの無料派遣）

↓
補強設計
耐震改修

↓
耐震改修

↓
建替え

↓
除却

令和5年度の耐震助成申請受付期限

令和5年12月15日（金）

- (1) 耐震診断と耐震シェルター等設置は受付期限がありません。
(2) 原則、申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。
(3) 申請は、契約の前に行う必要があります。
(4) 国や都の行う助成事業と併用できないものがあります。

耐震
シェルター等
設置

対象者

建物の所有者（共同所有等の場合は代表者）が申請者となります。
申請前に次の書類をご用意ください。

建物の所有者が確認できる書類など

- 登記事項証明書の写し
(インターネット版は不可)
- 固定資産税・都市計画税納税通知書と
課税明細書の写し
- 土地・家屋名寄帳の閲覧による書類の写し

+

【共同所有の場合】

- 他の所有者からの委任状

【所有者の親族が申請する場合】

- 所有者からの委任状
- 所有者との関係がわかる書類（戸籍謄本、住民票など）
(所有者が亡くなっている場合は、
亡くなっていることがわかる書類、
相続人がわかる書類、相続人全員からの委任状)

対象建築物

(○の条件を全て満たす必要があります)

No.	既存建築物の要件	診断	補強設計 耐震改修	耐震 改修	建替え	除却	シェルタ-
1	葛飾区内の2階建以下の木造住宅等（長屋、共同住宅含む） (助成対象は在来軸組工法のみ。店舗等との併用住宅の場合は、 全体の1/3以上が住宅であること。)	○	○	○	○	○	○
2	昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。		○	○	○	○	○
3	耐震診断の結果、構造評点が1.0未満であること。		○	○	○	○	
4	敷地が建築基準法の道路等に2m以上接していること。		○	○	○		
5	過去に同じ要綱上の助成を受けていないこと。	○	○	○	○	○	○
6	道路整備・区画整理など、都市計画事業等による補償を受けていないこと。 (切取り補償の場合、助成対象となる場合があります。)		○	○	○	○	

不燃化特区内（四つ木1・2丁目、東四つ木3・4丁目、東立石4丁目、堀切1～4丁目）は、

都市計画課の助成制度をご利用ください。

助成金額

項目	助成限度額	助成金額の算定方法
補強設計 耐震改修	最大180万円	耐震補強設計費と耐震改修工事にかかる費用の 2/3
耐震改修	最大160万円	耐震改修工事にかかる費用の 2/3
建替え	最大180万円	耐震改修概算見積額（耐震診断時に算定） 建替え工事にかかる費用] いずれか 低い金額の 2/3
除却	最大70万円	耐震改修概算見積額（耐震診断時に算定） 除却工事にかかる費用] いずれか 低い金額の 1/2
耐震シェルター等 設置	最大27万円	設置にかかる費用の 9/10

耐震診断（区からの無料派遣）

(1) 耐震診断とは

建築物が大地震（震度6強程度）によって倒壊の可能性があるかを確認することです。

耐震診断は区からの無料派遣 となっています。

○区が行う耐震診断

一般診断法

通常、広く用いられている判定方法です。耐震改修の必要性を判定することが主な目的であり、非破壊による目視調査で診断します。

○耐震診断の結果は「木造住宅の耐震診断と補強方法」による構造評点で表されます。



構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊の可能性がある
0.7未満	倒壊の可能性が高い

(発行元：一般財団法人日本建築防災協会)

一応安全な建築物です。

補強設計と耐震改修、
耐震改修、建替え、除却の
助成対象建築物です。

(2) 区が派遣する耐震診断士

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士事務所（診断士は支部が選択）
- 2) 上記1) 以外の耐震診断士をご希望の方は、東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所の中から、ご自身でお選びください。（診断士は申請者が選択）

※2) の場合は、派遣申請の前に、区と耐震診断事務所が契約をしている必要があります。詳細は区へご相談ください。

(3) 耐震診断の流れ

【派遣申請】 ▼ 【診断の実施】 ▼ 【診断結果報告】	区へ診断士派遣申請をしてください。 2週間程度で、決定通知（審査結果）を郵送します。 <u>※申請書にご記入いただいた個人情報は、区が委託する事業者に提供します。</u> <u>ご同意いただけない場合は、診断士の派遣を行うことはできません。</u> 決定通知後、診断士から申請者へ連絡がります。 日程調整のうえ、決定通知日から45日以内に耐震診断を受けてください。 診断士が申請者へ診断結果を報告します。診断結果報告書を受け取ってください。
--	--

補強設計・耐震改修

助成限度額：180万円

(1) 補強設計・耐震改修とは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、1.0以上にするために耐震補強設計を行い、設計に基づいて耐震改修工事を行うことです。

(2) 耐震補強設計を行える者

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士
- 2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所に所属する建築士
- 3) 1) と2) 以外の建築士が耐震補強設計を行う場合は、その設計について、1) の団体の評価を受けた者

(3) 耐震改修工事を行える者

- 1) 葛飾区内に事業所、支店、営業所等を開設している者
- 2) 区長が適当と認める者（耐震改修工事の実績がある事業者等）

(4) 補強設計・耐震改修の流れ

原則、申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

年度をまたぐ場合は、**手続き**が増えます。

また、年度をまたぐ場合は、通常より審査期間が長くなるため、区が承認申請を受けてから承認通知（審査結果）を郵送するのに1か月～2か月程度かかります。

【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 2週間（年度をまたぐ場合：1か月～2か月）程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
【設計契約】	承認通知を受け取った後に、設計の契約をして、耐震補強設計を進めてください。 <u>※区の承認前に契約を行うと助成ができません。</u>
【設計完了】	設計の終了後、設計完了届と設計図書などの必要書類を提出してください。 2週間程度で、設計内容の確認をし、設計完了通知を郵送いたします。
【工事契約】	設計の終了後、工事の契約をしてください。
【着手届】	設計の終了日から45日以内を目途に、区へ着手届を提出して、工事を進めてください。
【交付申請・請求】 (年度をまたぐ場合) (1年度目)	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 1年度目の進捗に応じた割合で、助成金の算定を行います。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。
【中間検査】	要綱に基づく中間検査を受けてください。
【工事完了】	工事の終了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】 (完了年度)	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

耐震改修

助成限度額：160万円

(1) 耐震改修とは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、1.0以上にする
設計に基づいて耐震改修工事を行うことです。

耐震補強設計

の

(2) 耐震補強設計を行える者

- 1) 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 葛飾支部に所属する建築士
- 2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所に所属する建築士
- 3) 1) と2) 以外の建築士が耐震補強設計を行う場合は、その設計について、1) の団体の評価を受けた者

(3) 耐震改修工事を行える者

- 1) 葛飾区内に事業所、支店、営業所等を開設している者
- 2) 区長が適当と認める者（耐震改修工事の実績がある事業者等）

(4) 耐震改修の流れ

原則、申請～助成金請求まで同じ年度内に行う必要があります。

年度をまたぐ場合は、**手続き** が増えます。

また、年度をまたぐ場合は、通常より審査期間が長くなるため、区が承認申請を受けてから承認通知（審査結果）を郵送するのに1か月～2か月程度かかります。

【準備】

耐震補強設計を行える者による耐震補強設計（耐震補強設計計算書と設計図書）を準備してください。

【承認申請】

区へ承認申請をしてください。
併せて、耐震補強設計計算書と設計図書を提出してください。
2週間程度で、設計内容の確認をします。設計内容の確認後、2週間（年度をまたぐ場合：1か月～2か月）程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。

【工事契約】

承認通知を受け取った後に、工事の契約をしてください。
※区の承認前に契約・工事を行うと助成ができません。

【着手届】

承認通知日から45日以内を目途に、区へ着手届を提出して、工事を進めてください。

【交付申請・請求】 (年度をまたぐ場合) (1年度目)

区へ助成金の交付申請・請求をしてください。
1年度目の進捗に応じた割合で、助成金の算定を行います。
2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。
交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

【中間検査】

要綱に基づく中間検査を受けてください。

【工事完了】

工事の終了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。

【交付申請・請求】 (完了年度)

区へ助成金の交付申請・請求をしてください。
2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。
交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

建替え

※除却助成との併用はできません。

助成限度額：180万円

(1) 建替えとは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、除却（解体）し、新築する建替え工事を行うことです。

(2) 建替え後の建築物の要件

1) 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること

※省令準耐火建築物等の構造は助成の対象となりません。

2) 省エネ基準に適合すること

※省エネ基準の適合については、令和5年4月からの新たな要件となります。

令和5年4月以前に、建替えの承認を既に受けている場合は、省エネ基準に適合する必要はありません。。

《省エネ基準》

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準

(3) 建替えの流れ

原則、申請～助成金請求まで同じ年度内に行う必要があります。

年度をまたぐ場合は、**手続き**が増えます。

また、年度をまたぐ場合は、通常より審査期間が長くなるため、区が承認申請を受けてから承認通知（審査結果）を郵送するのに1か月～2か月程度かかります。

【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 2週間（年度をまたぐ場合：1か月～2か月）程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
【工事契約】	承認通知を受け取った後に、工事の契約をしてください。 ※区の承認前に契約・工事を行うと助成ができません。
【着手届】	承認通知日から45日以内を目途に、区へ着手届を提出して、工事を進めてください。
【交付申請・請求】 (年度をまたぐ場合) (1年度目)	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 1年度目の進捗に応じた割合で、助成金の算定を行います。 2箇月程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2箇月程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。
【工事完了】	工事の終了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。 また、建物所有権登記も併せて行ってください。
【交付申請・請求】 (完了年度)	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2箇月程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2箇月程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

※建替え後に、建築物所有者が申請者以外の方になってしまう場合、助成金の交付ができません。

申請内容に変更がある場合は、必ず工事契約前に区へご相談ください。

除却

※建替え助成との併用はできません。

助成限度額：70万円

(1) 除却工事とは

耐震診断の結果、構造評点が1.0未満と診断された建築物を、除却（解体）する除却工事を行うことです。

(2) 除却の流れ

【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 2週間程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
【工事契約】	承認通知を受け取った後に、工事の契約をしてください。 ※区の承認前に契約・工事を行うと助成ができません。
【着手届】	承認通知日から45日以内を目途に、区へ着手届を提出して、工事を進めてください。
【工事完了】	工事の終了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

耐震シェルター等設置

助成限度額：27万円

(1) 耐震シェルター等設置とは

地震による住宅の倒壊から高齢者等の生命を守るため、耐震シェルター等を1階に設置することです。



(2) 対象者

- 1) 65歳以上の方、または65歳以上の方と同居する世帯の方。
- 2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級の方、または1級から4級の方と同居する世帯の方

(3) 対象となる耐震シェルター等

東京都耐震ポータルサイト内

「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介」の装置部門で選定されているものを参考にして、区へ相談してください。

(4) 耐震シェルター等設置の流れ

【選定】	区に相談の後、事業者にカタログと見積書を請求してください。
【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 2週間程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。
【工事契約】	承認通知を受け取った後に、工事の契約をしてください。 ※区の承認前に契約・工事を行うと助成ができません。
【工事完了】	工事の終了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

よくある質問（耐震事業Q&A）

Q.1 申請書等は、どこで手に入りますか？

- A 区役所の建築課窓口、葛飾区公式サイト（助成制度）のホームページにあります。
ホームページの場合は、以下のページからデータをダウンロードできます。
「くらし・手続き → 住まい → 住まいの耐震化 → 木造住宅の耐震化促進事業 → 助成制度の該当ページへ」

Q.2 耐震診断は、どのような調査をするのですか？

- A 一般診断法の場合、次の現地調査をおおよそ2～3時間程度で行います。
- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1) 建築物の間取り | 2) 可能な範囲で天井裏・床下の状況 |
| 3) 壁・窓（大きさ）等の位置 | 4) 各部材の老朽状況・基礎状態 |

Q.3 耐震改修工事は、どのようなことをするのですか？ 費用はどれくらいかかりますか？

- A 主に次の補強工事を行います。
- | | |
|------------|--------------------------|
| 1) 基礎補強工事 | 2) 壁補強工事（筋かい設置、構造用合板設置等） |
| 3) 屋根軽量化工事 | 4) 土台、柱等接合部の金物補強等工事 |
- 費用は、住宅の築年数や規模、補強設計の内容などで異なります。
設計事務所等に相談してください。

Q.4 耐震改修工事の工務店選定の相談等は、どこにすればいいですか？

- A 自身で工事業者を選んでいただく必要があります。参考に次のような方法が考えられます。
- 1) 耐震補強設計を行った建築士へ相談する。
 - 2) 葛飾区役所 区民相談室の「建築・リフォームなんでも相談」や「住宅修繕相談」へ相談する。
TEL：03-5654-8612～5

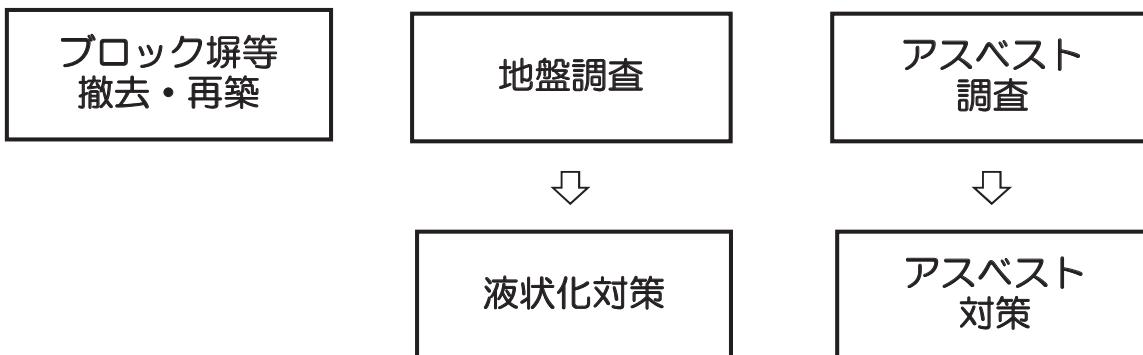
Q.5 耐震シェルター等は、2階に設置してもよいですか？

- A 耐震シェルター等は、必ず1階に設置してください。

Q.6 承認申請をせずに、補強設計・耐震改修や建替え等をした場合でも、助成は受けられますか？

- A 助成は受けられません。

その他助成の手続きの流れ



令和5年度のアスベスト助成申請受付期限
令和5年12月15日（金）

- (1) ブロック塀等撤去・再築、地盤調査、液状化対策は、受付期限がありません。
(2) 原則、アスベスト助成は、申請～助成金請求までを同じ年度内に行う必要があります。

ブロック塀等撤去・再築

助成限度額：避難路等での撤去40万円、その他での撤去30万円、再築1mあたり11,000円

(1) ブロック塀等撤去・再築とは

道路等に面する危険なブロック塀等の撤去工事や、再築工事を行うことです。

撤去工事は、ブロック塀等の撤去を行うことです。

再築工事は、ブロック塀等の撤去とともに、新たなブロック塀等の設置を行なうことです。

(2) 対象となるブロック塀等撤去・再築

撤去工事	再築工事
1) 葛飾区内にあるブロック塀等であること 2) 建築基準法上の道路等または区が管理する公園や児童遊園に面していること 3) ブロック塀等の高さが1.2m以上であること 4) 区が危険なブロック塀等であると認めたもの	撤去工事を行い、次の1) 2) 3) のいずれかに該当するもの 1) 新たなブロック塀等の高さは1.2m以下であること 2) 擁壁上に新たなブロック塀等を設置する場合、擁壁を含めた高さが1.2m以下、かつ新たなブロック塀等の高さが60cm以下であること 3) 新たなブロック塀等の高さが60cm以下、かつ新たなブロック塀等とフェンス等の合計の高さが1.8m以下であること

(3) 助成金額

撤去工事	再築工事
避難路等、区が管理する公園や児童遊園に面している場合 ※避難路等：緊急輸送道路、通学路など	助成限度額：40万円 助成金額は、次のいずれか低い額 1) 撤去工事にかかる額の1/2 2) 撤去する長さ1mあたりに20,000円を乗じた額
その他の場合	助成限度額：30万円 助成金額は、次のいずれか低い額 1) 撤去工事にかかる額の1/3 2) 撃去する長さ1mあたりに8,000円を乗じた額

(4) ブロック塀等撤去・再築の流れ

【事前相談】	事前に相談してください。相談カードに記入していただきます。
【事前調査】	区の担当者が現地に伺い、ブロック塀等の調査をします。 対象となるブロック塀等を確認します。
【事前協議書申請】	区へ事前協議書申請をしてください。 2週間程度で、事前協議回答（審査結果）を郵送いたします。
【工事契約】	事前協議回答を受け取った後に、工事の契約をして、工事を進めてください。 <u>※区の事前協議回答前に契約・工事を行なうと助成ができません。</u>
【工事完了】	工事の終了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

地盤調査

最大35万円を補助します

(1) 地盤調査とは

地盤調査を行い、敷地の液状化判定をすることです。

(2) 対象となる地盤調査

「ボーリング調査」「液状化判定のための地盤調査」が対象となります。

※SWS試験〔スクリューウエイト貫入（旧スウェーデン式サウンディング）試験〕は対象外です。

(3) 対象となる敷地

※この他にも条件があります。区へ相談してください。

《凡例》 「ボーリング調査」：(●) 「液状化判定のための地盤調査」：(★)

- 1) 葛飾区内にある敷地であること (●) (★)
- 2) 新築または建替えであること (●) (★)
- 3) 階数が3以下であること (●)
- 4) 延べ面積が500m²以下であること (●)
- 5) 住宅、長屋、共同住宅であること（店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること） (●)
- 6) 区が地盤調査データを利用、公開することについて、敷地の所有者等から承諾を受けること (●) (★)

※ 金額や流れについては、区担当者へ確認してください。

液状化対策

助成限度額：90万円

(1) 液状化対策とは

地盤調査した結果、液状化判定された敷地に対し、液状化を低減するための工事を行うことです。

(2) 対象となる敷地

※この他にも条件があります。区へ相談してください。

- 1) 葛飾区内にある敷地であること
- 2) 新築または建替えであること
- 3) 階数が3以下であること（非木造は階数が2以下）
- 4) 延べ面積が200m²以下であること
- 5) 住宅、長屋、共同住宅であること（店舗等との併用住宅の場合は、全体の1/3以上が住宅であること）
- 6) 地盤調査の結果、顕著な液状化被害の可能性が「高い」または「比較的低い」と判定されたもの

(3) 助成金額：液状化対策にかかる費用の 1/2

(4) 液状化対策の流れ

【承認申請】 ▼	区へ承認申請をしてください。 1か月程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。 <u>液状化対策施工計画書を先に提出していただけますと審査期間が短縮できます。</u>
【工事契約】 ▼	承認通知を受け取った後に、工事を進めてください。 <u>※区の承認前に工事を行うと助成ができません。</u>
【工事完了】 ▼	工事の終了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】 ▼	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 1か月程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

アスベスト調査

助成限度額：住宅または兼用住宅10万円 共同住宅30万円

(1) アスベスト調査とは

屋外または屋内で、アスベストが含有する可能性のあるレベル1吹付け材（外壁の仕上げ材を除く）を有資格者により、分析調査することです。

分析方法は、分散染色分析法、電子顕微鏡法、X線回析法等による専門の分析機関によるものになります。

(2) 対象となる建築物 と 助成金額

※この他にも条件があります。相談してください。

1) 住宅または兼用住宅	助成限度額：10万円 かつ 対象額の 1/2
2) 共同住宅	助成限度額：30万円 かつ 対象額の 1/2

(3) アスベスト調査の流れ

【事前相談】	事前に相談してください。相談カードに記入していただきます。
【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 2週間程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。 承認に先立ち、現地調査（外観のみ・立会い不要）を行います。
【調査契約】	承認通知を受け取った後に、調査の契約をして、調査（試料採取と分析）を進めてください。 <u>※区の承認前に契約を行うと助成ができません。</u>
【調査完了】	調査の終了後、調査代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

アスベスト対策

助成限度額：住宅または兼用住宅30万円 共同住宅100万円

(1) アスベスト対策とは

屋外または屋内で、アスベストが含有すると判明したレベル1吹付け材（外壁の仕上げ材を除く）を有資格者の工事計画により、除去工事、封じ込め工事、囲い込み工事をすることです。

(2) 対象となる建築物 と 助成金額

※この他にも条件があります。相談してください。

1) 住宅または兼用住宅	助成限度額： 30万円 かつ 対象額の 1/2
2) 共同住宅	助成限度額： 100万円 かつ 対象額の 1/2

(3) アスベスト対策の流れ

【事前相談】	事前に相談してください。相談カードに記入していただきます。
【承認申請】	区へ承認申請をしてください。 2週間程度で、承認通知（審査結果）を郵送いたします。 承認に先立ち、現地調査（外観のみ・立会い不要）を行います。
【工事契約】	承認通知を受け取った後に、工事の契約をして、工事を進めてください。 <u>※区の承認前に契約を行うと助成ができません。</u>
【完了検査】	要綱に基づく完了検査を受けてください。
【工事完了】	工事の終了後、工事代金を支払い、領収書などの必要書類を受け取ってください。
【交付申請・請求】	区へ助成金の交付申請・請求をしてください。 2週間程度で、交付決定通知（審査結果）を郵送いたします。 交付決定から2週間程度で、指定の口座に助成金を振り込みます。

よくある質問（ブロック塀等撤去・再築Q&A）

Q.1 隣地との境界にあるブロック塀等でも、助成は受けられますか？

A 助成は受けられません。

ただし、隣地が区が管理する公園、児童遊園の場合には、助成を受けられます。

Q.2 ブロック塀等が面している道路が私道の場合でも、助成は受けられますか？

A 建築基準法上の道路等である私道であれば、助成を受けられます。

Q.3 撤去時に基礎を残しても、助成は受けられますか？

A 助成は受けられません。

ただし、擁壁の上にブロック塀が積んである場合には、擁壁を残して、ブロック塀部分のみの撤去でも助成を受けられます。

よくある質問（地盤調査・液状化対策Q&A）

Q.1 SWS試験[※]は、なぜ地盤調査助成の対象外なのですか？

A 液状化判定には、地層の区分や土の性質、地下水位等の情報が必要になります。

一般的に、SWS試験では、地層の区分や土の性質、地下水等の情報を得ることが難しく、正確な液状化判定ができないため、助成の対象外としています。

※SWS試験＝スクリューウエイト貫入（旧スウェーデン式サウンディング）試験

Q.2 液状化判定のための地盤調査とは何ですか？

A 液状化判定のための地盤調査：ピエゾドライブコーン（PDC）

Q.3 どのような工法を行えば、液状化対策助成を受けられますか？

A 区の助成対象となるのは、次のアカイの工事となります。

ア 国の技術指針に従い、液状化層の土とセメント系固化材を混ぜた改良体を非液状化層に到達させる工事

1) 深層混合処理工法（柱状改良工法）

2) 浅層混合処理工法（表層改良工法）

イ 区が認める工事

1) 丸太打設液状化対策＆カーボンストック（LP-Lic）工法

よくある質問（アスベスト調査・対策Q&A）

Q.1 アスベストのレベル2保温材等、レベル3成形板等は、助成の対象になりますか？

A 助成の対象は、レベル1吹付け材（外壁の仕上げ材を除く）のみとなります。

Q.2 調査したものにアスベストが含まれていなかった場合、助成は受けられますか？

A 調査を行えば助成を受けられます。

Q.3 アスベスト対策の除去工事、封じ込め工事、囲い込み工事は、どのようなものですか？

A 除去工事は、既存のアスベスト含有吹付け材の層を下地から取り除くものです。

封じ込め工事は、既存のアスベスト含有吹付け材の層はそのまま残し、アスベスト層に薬剤を塗布することにより、粉じんが飛散しないようにするものです。

囲い込み工事は、既存のアスベスト含有吹付け材の層はそのまま残し、アスベスト含有吹付け材の層が露出しないように板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止を図るものです。